

受講規約

一般社団法人 日本文化交流協会 DRONEBASE肥後大津が提供する、JUIDA認定スクール（以下、当スクール）へ申込み、当スクールを受講される場合、この規約（以下、本規約）が適用されます。

第1条 当スクールの概要

- 1、当スクールは一般社団法人UAS産業振興協議会（JUIDA）の認定を受けたスクールとして、ドローンの仕組みや関連法令・安全管理等の講習と、実機を用いた実技講習を実施致します。
- 2、当スクールでは、講習等に使用するドローン等の機器については、当スクールが用意したものを用います。
- 3、当スクールでは講習等の後、終了試験を実施し合格者に修了証を交付します。修了者は、当該修了証の他、JUIDAの定める申請書類をJUIDAへ提出する事で、JUIDAの操縦技能証明書及び、安全運航管理者証明書を取得する事が出来ます。尚、JUIDAへの申請にかかる費用は受講料に含まれません。
- 4、実習は屋外で実施しますが、天候不順時には体育館等の室内に切り替えます。国土交通省の勧告もあり風速が5m/sを超えた時点で、屋外での実習を中断・中止する場合があります。この事をご了解下さい。

第2条 受講者資格

- 1、原則として20歳以上の方。
- 2、両眼で0.7以上の矯正視力が望ましい。実習では機体の赤、緑のランプの識別必要。
- 3、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる反社会的勢力の構成員、又はその関係者、およびに刺青（タトゥーを含む）をされている方の受講申込は、お受けできません。

第3条 受講申込みの成立と受講料のお支払い

- 1、当スクールの受講に関する契約は、申込者からの予約申込みを頂き、当スクールが所定の予約手続きを開始することにより、予約が成立します。
- 2、当スクールが指定する銀行口座へ、支払い期日までに受講料をお振込いただき受講の申込みの成立といたします。（お振込料金はお客様にてご負担ください。）
- 3、会社経由でのお支払いの納期が長い場合には、会社の経理部門等の支払い日の確約の書面の提出でもって、受講の申込みの成立といたします。
- 4、当スクールの修了試験に合格できず追加の講習を希望される場合、追加での受講料を当スクールの指示に従って支払うものとします。
- 5、尚、受講料には、当スクールの指定する講習等の実施場所までの交通費、ないし講習中の食費は含まれておりません。

第4条 受講日の変更、解約、返金（お客様都合）

- 1、スクール開催予定日1か月前までの講習日程の変更、解約を受け付けます。
- 2、スクール開催予定日1ヶ月未満の変更、解約につきましては、コース毎に設定するキャンセル料金を申し受けれます。
- 3、ご連絡のない欠席につきましては、返金致しかねます。

第5条 開講日の変更、キャンセル、返金（当スクール都合）

- 1、主な交通機関の運行に多大な影響のある悪天候、ないしは天災時。
- 2、当スクールの講師陣にインフルエンザ、ノロ等の流行性の病気が発生した時。
- 3、速やかに代替の開催日程を準備いたします。ご都合が合わない場合は返金いたします。
- 4、受講者の方が公序良俗に反する、ないし、ドローンに関わる法令に違反行為をされた場合、当スクールは講習を打ち切り、何らの返金義務、損害賠償義務を負わないものとします。

第6条 安全確保

- 1、当スクールは安全運航管理者の資格を有し、安全確保に努めます。講習実施中の規則、並びに、当スクールの講師指導に従い、安全確保にご協力下さい。

2、 注意事項。

- 1 皮膚を露出しない服装、目を保護するサングラス、ヘルメット等の防具の着用。
- 2 指定区域を超えるドローンの操縦、ドローンの整備不良、改造しての飛行は法律違反になり得ます。

第7条 著作権

当スクールはJUIDAが作成した教材を使用しますが著作権はJUIDAに帰属します。当スクールが独自に用意した教材は当スクールに著作権が在ります。どちらの教材も、複写や譲渡、インターネットでの公開等の行為は著作権に反します。

第8条 個人情報の取り扱い

受講者から取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律および関係する諸法令・規範等に基づき適切に取り扱うものと致します。

平成28年12月1日制定